



佐賀県公報

平成17年
7月4日
(月曜日) 外
号

(◎印は、県例規集に登録するもの)

目次

条 例

- ◎佐賀県防災会議条例等の一部を改正する条例 (五四・消防防災課) 二
- ◎佐賀県知事の給料の特例に関する条例 (五五・職員課) 四
- ◎佐賀県手数料条例の一部を改正する条例 (五六・財務課) 四
- ◎半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例 (五七・税務課) 五
- ◎市町村合併に伴う佐賀県条例の整理に関する条例 (五八・市町村課) 七
- ◎佐賀県警察署協議会条例の一部を改正する条例 (五九・公安委員会) 二六
- ◎建築基準法施行条例の一部を改正する条例 (六〇・建築住宅課) 二六
- ◎佐賀県佐賀空港条例の一部を改正する条例 (六一・空港・交通課) 三

公布された条例のあらまし

○佐賀県防災会議条例等の一部を改正する条例(条例第五四号)

- 1 佐賀県防災会議条例の一部改正(第一条関係)
防災会議の庶務は、佐賀県統括本部において処理することとした。
- 2 佐賀県災害対策本部条例の一部改正(第二条関係)
災害対策本部の庶務は、佐賀県統括本部において処理することとした。
- 3 佐賀県石油コンビナート等防災本部条例の一部改正(第三条関係)
 - (1) 防災本部の本部員のうち、知事が必要と認めて任命する本部員の定数を六人以内に改めることとした。
 - (2) 防災本部の庶務は、佐賀県統括本部において処理することとした。
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。

- 5 3の(1)に伴い増員される本部員の任期に関する特例を定めることとした。

○佐賀県知事の給料の特例に関する条例(条例第五五号)

- 1 平成一七年七月から平成一八年四月までに支給する知事の給料の額について、佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例別表第一に掲げる知事の給料月額から一五万円を減じた額とすることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行し、平成一七年七月一日から適用することとした。

○佐賀県手数料条例の一部を改正する条例(条例第五六号)

- 1 租税特別措置法の改正に伴い、引用条項を改めることとした。(別表第一関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例(条例第五七号)

- 1 県税の不均一課税
半島振興対策実施地域内において製造の事業又は旅館業(下宿営業を除く。)の用に供する特別償却設備を新設し、又は増設した者に対して課する事業税、不動産取得税及び固定資産税の税率は、次のとおりとすることとした。(第三条関係)

(1) 事業税

- ア 初年度 佐賀県税条例(以下「県税条例」という。)第四九条又は第五一条の四に規定する税率に二分の一を乗じて得た率
- イ 第二年度 県税条例第四九条又は第五一条の四に規定する税率に四分の三を乗じて得た率
- ウ 第三年度 県税条例第四九条又は第五一条の四に規定する税率に八分の七を乗じて得た率
- (2) 不動産取得税 一〇〇分の〇・四
- (3) 固定資産税
ア 初年度 一〇〇分の〇・一四

イ 第二年度 一〇〇分の〇・三五

ウ 第三年度 一〇〇分の〇・七

2 不均一課税の申請及び適用除外並びに佐賀県行政手続条例の適用除外について定めることとした。(第四条く第六条関係)

3 この条例は、公布の日から施行し、平成一七年四月一日から適用することとした。

4 所要の経過措置を定めることとした。

5 1の(2)にかかわらず、不動産取得税の税率を平成一七年四月一日から平成一八年三月三十一日までの間に行われた不動産の取得については、一〇〇分の〇・三とすることとした。

6 この条例は、平成二七年三月三十一日限り、その効力を失うこととした。

○市町村合併に伴う佐賀県条例の整理に関する条例(条例第五八号)

1 地方自治法の規定に基づき、平成一七年一〇月一日に佐賀市に係る合併が行われること等に伴い、関係する次の佐賀県条例について、所要の改正を行うこととした。

(1) 佐賀県社会福祉施設条例(第一条関係)

(2) 佐賀県立佐賀コロニー条例(第二条関係)

(3) 佐賀県東部工業用水道の設置等に関する条例(第三条関係)

(4) 佐賀県射撃研修センター設置条例(第四条関係)

(5) 佐賀県地域農業改良普及センター条例(第五条関係)

(6) 佐賀県林業試験場設置条例(第六条関係)

(7) 佐賀県都市計画法施行条例(第七条関係)

(8) 佐賀県立二十一世紀県民の森設置条例(第八条関係)

(9) 佐賀県事務処理の特例に関する条例(第九条及び第一〇条関係)

(10) 佐賀県立学校設置条例(第一条関係)

(11) 佐賀県教育センター設置条例(第二条関係)

(12) 佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例(第二三条関係)

係)

(13) 佐賀県少年自然の家設置条例(第一四条関係)

(14) 佐賀県警察の組織に関する条例(第一五条関係)

2 この条例は、平成一七年一〇月一日から施行することとした。ただし、1の(9)の一部は、公布の日から施行することとした。

○佐賀県警察署協議会条例の一部を改正する条例(条例第五九号)

1 佐賀警察署の管轄区域の変更に伴い、新たに委嘱する警察署協議会の委員の任期に関する特例を定めることとした。(附則第三項関係)

2 この条例は、平成一七年一〇月一日から施行することとした。

○建築基準法施行条例の一部を改正する条例(条例第六〇号)

1 条例第四章の規定は、建築基準法(以下「法」という。)第八六条又は第八六条の二の規定により特定行政庁の許可等を受けた敷地については適用しないこととした。(第二条の二関係)

2 法等の改正に伴い、新たに規定された許可等を申請する者に対し、手数料を徴収することとした。(別表関係)

3 建築審査会の開催等を要する許可等を申請する者に対する手数料の額を改めることとした。(別表関係)

4 その他所要の改正を行うこととした。

5 この条例は、公布の日から施行することとした。

○佐賀県佐賀空港条例の一部を改正する条例(条例第六一号)

1 佐賀空港の運用時間を、午前零時三〇分から午前四時三〇分まで及び午前六時三〇分から午後九時までとすることとした。(第三条関係)

2 この条例は、規則で定める日から施行することとした。

○ 条 例

佐賀県防災会議条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年七月四日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県条例第五十四号

佐賀県防災会議条例等の一部を改正する条例

(佐賀県防災会議条例の一部改正)

第一条 佐賀県防災会議条例(昭和三十七年佐賀県条例第四十七号)の一部を

次のように改正する。

第六条中「くらし環境本部」を「統括本部」に改める。

(佐賀県災害対策本部条例の一部改正)

第二条 佐賀県災害対策本部条例(昭和三十七年佐賀県条例第四十八号)の一

部を次のように改正する。

第五条中「くらし環境本部」を「統括本部」に改める。

(佐賀県石油コンビナート等防災本部条例の一部改正)

第三条 佐賀県石油コンビナート等防災本部条例(昭和五十一年佐賀県条例第

三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項を次のように改める。

防災本部の本部員のうち次の各号に掲げる者をもつて充てる者の定数は、

それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 法第二十八条第五項第六号に掲げる者 三人以内

二 法第二十八条第五項第九号に掲げる者 六人以内

第五条中「くらし環境本部」を「統括本部」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(本部員の任期に関する特例)

2 この条例による佐賀県石油コンビナート等防災本部条例第二条第一項の改

正に伴う増員のため就任する佐賀県石油コンビナート等防災本部の本部員の

任期は、同条第二項の規定にかかわらず、平成十八年九月三十日に満了する。

参考資料

第一条(佐賀県防災会議条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後	第六条 会議の庶務は、佐賀県統括本部 (庶務)
改正前	第六条 会議の庶務は、佐賀県くらし環 (庶務)境本部において処理する。

改正後	第二条(佐賀県災害対策本部条例の一部改正)に係る新旧対照表
改正前	第五条 災害対策本部の庶務は、佐賀県 (庶務)統括本部において処理する。
改正前	第五条 災害対策本部の庶務は、佐賀県 (庶務)くらし環境本部において処理する。

改正後	第三条(佐賀県石油コンビナート等防災本部条例の一部改正)に係る新旧対照表
改正前	第二条(本部員及び専門員) 防災本部の本部員のうち次の各 (本部員及び専門員)号に掲げる者をもつて充てる者の定数は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
改正前	一 法第二十八条第五項第六号に掲げ る者 三人以内
改正前	二 法第二十八条第五項第九号に掲げ る者 六人以内
改正前	第五条(庶務) 防災本部の庶務は、佐賀県統括 (庶務)
改正前	第五条(庶務) 防災本部の庶務は、佐賀県く (庶務)ら

本部において処理する。

し環境本部において処理する。

佐賀県知事の給料の特例に関する条例をここに公布する。

平成十七年七月四日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県条例第五十五号

佐賀県知事の給料の特例に関する条例

平成十七年七月から平成十八年四月までに支給する知事の給料の額については、佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例(昭和二十八年佐賀県条例第七号)第三条第一項の規定にかかわらず、同条例別表第一に掲げる知事の給料月額から十五万円を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成十七年七月一日から適用する。

平成十七年七月四日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県条例第五十六号

佐賀県手数料条例の一部を改正する条例

佐賀県手数料条例(平成十二年佐賀県条例第三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第三百八十五号中「第三十一条の二第二項第十三号八、第六十二条の三第四項第十三号八」を「第三十一条の二第二項第十四号八、第六十二条の三第四項第十四号八」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。
参考資料
佐賀県手数料条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後

別表第一(第二条関係)

事務	納付義務者	名称	手数料額	納付時期
三百八十五 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十号)第十二条の二第八号の四第三項第五号イ、第三十一條の二第二項第十四号八、第六十二条の三第四項第十三号八	宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するもの	優良宅地造成認定申請手数料	イ 造成宅地の面積が〇・一ヘクタール以上〇・三ヘクタール未満のとき 十三万円 ロ 造成宅地の面積が〇・三ヘクタール以上〇・六ヘクタール未満のとき 十九万円 ハ 造成宅地の面積が〇・六ヘクタール以上一ヘクタール未満のとき 二十六万円 ニ 造成宅地の面積が一ヘクタール以上三ヘクタール未満のとき 三十九万円 ホ 造成宅地の面積が三ヘクタール以上六ヘクタール未満のとき 五十一万円	認定申請のとき

改正前

別表第一(第二条関係)

事務	納付義務者	名称	手数料額	納付時期
三百八十五 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十号)第十二条の二第八号の四第三項第五号イ、第三十一條の二第二項第十四号八、第六十二条の三第四項第十三号八	宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するもの	優良宅地造成認定申請手数料	イ 造成宅地の面積が〇・一ヘクタール以上〇・三ヘクタール未満のとき 十三万円 ロ 造成宅地の面積が〇・三ヘクタール以上〇・六ヘクタール未満のとき 十九万円 ハ 造成宅地の面積が〇・六ヘクタール以上一ヘクタール未満のとき 二十六万円 ニ 造成宅地の面積が一ヘクタール以上三ヘクタール未満のとき 三十九万円 ホ 造成宅地の面積が三ヘクタール以上六ヘクタール未満のとき 五十一万円	認定申請のとき

三百八十六～四百九十四 略	ヘ 造成宅 地の面積 が六ヘク タール以 上十ヘク タール未 満のとき 六十六 万円
	ト 造成宅 地の面積 が十ヘク タール以 上のとき 八十七 万円
三百八十六～四百九十四 略	ヘ 造成宅 地の面積 が六ヘク タール以 上十ヘク タール未 満のとき 六十六 万円
	ト 造成宅 地の面積 が十ヘク タール以 上のとき 八十七 万円

半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例をここに公布する。

平成十七年七月四日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県条例第五十七号

半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、半島振興対策実施地域内において製造の事業又は旅館業(下宿営業を除く。)の用に供する設備を新設し、又は増設した者に対し、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第六条第二項の規定により県税の不均一の課税をすることに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において「半島振興対策実施地域」とは、半島振興法(昭和六十年法律第六十三号。以下「法」という。)第二条第一項の規定により指定された地域をいう。

2 この条例において「特別償却設備」とは、半島振興法第十七条の地方税の

不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成十七年自治省令第十六号。以下「省令」という。)第一条第一号に規定する特別償却設備のうち、佐賀県工業等振興条例(昭和四十八年佐賀県条例第十五号)第五条第一項、過疎地域における県税の課税免除に関する条例(平成十二年佐賀県条例第二十五号)第三条第一項又は離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例(平成十五年佐賀県条例第三十号)第三条第一項の規定の適用を受けるものの以外のものをいう。

(県税の不均一課税)

第三条 半島振興対策実施地域内において特別償却設備を新設し、又は増設した者に対して課する事業税、不動産取得税及び固定資産税の税率は、次に定めるところによる。

一 新設又は増設に係る特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後三年以内の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額(事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち当該特別償却設備に係るものとして、省令第二条の規定により計算した額に対して課する事業税の税率は、佐賀県条例(昭和三十年佐賀県条例第二十三号。以下「県税条例」という。)第四十九条及び第五十一条の四の規定にかかわらず、次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ次に定める税率とする。

イ 初年度 県税条例第四十九条又は第五十一条の四に規定する税率に二分の一を乗じて得た率

ロ 第二年度 県税条例第四十九条又は第五十一条の四に規定する税率に四分の三を乗じて得た率

ハ 第三年度 県税条例第四十九条又は第五十一条の四に規定する税率に八分の七を乗じて得た率

二 新設又は増設に係る特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得(法第二条第四項の規定による国土交通大臣、総務大臣及び農林水産

大臣の公示の日(その日が平成十七年四月一日前である場合には、同日。以下「公示日」という。)以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を取得に限り、当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税の税率は、県税条例第五十八条の規定にかかわらず、百分の〇・四とする。

三 新設又は増設に係る特別償却設備である償却資産(公示日以後において取得したものに限り)に対して課する固定資産税の税率は、県税条例第百三十五条の規定にかかわらず、市町村が当該償却資産に対して最初に固定資産税を課すべき年度(以下この号において「初年度」という。)以後三年度に限り、次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ次に定める税率とする。

- イ 初年度 百分の〇・一四
 - ロ 第二年度 百分の〇・三五
 - ハ 第三年度 百分の〇・七
- (不均一課税の申請)

第四条 前条の規定による不均一課税の適用を受けようとする者は、規則で定める期限までに、知事に申請しなければならない。

(不均一課税の適用除外)

第五条 第三条の規定による不均一課税の適用を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同条の規定による不均一課税はしないものとする。

- 一 大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)、水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第三十八号)その他の規則で定める公害防止等に関する法令及び佐賀県環境の保全と創造に関する条例(平成十四年佐賀県条例第四十八号)に違反した場合において、設備の改善その他公害の防止のため

に必要な措置を講ずべきことを命ぜられたにもかかわらず、これに従わないとき。

二 前条の規定による不均一課税の申請に係る特別償却設備の設置に関し、県又は市町村と締結した契約、協定等に違反した場合において、県又は市町村からその履行を求められたにもかかわらず、その履行をしないとき。

(佐賀県行政手続条例の適用除外)

第六条 佐賀県行政手続条例(平成七年佐賀県条例第二十八号)第三条に定めるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、佐賀県行政手続条例第二章及び第三章の規定は、適用しない。

2 佐賀県行政手続条例第三条又は第三十四条第三項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導(同条例第二条第六号に規定する行政指導をいう。)については、同条例第三十四条第二項及び第三十五条の規定は、適用しない。

(補則)

第七条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成十七年四月一日から適用する。

2 第三条第一号の規定は、平成十七年三月三十一日以前に新設され、又は増設された特別償却設備については、適用しない。

(半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の失効に伴う経過措置)

3 失効前の半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例(平成七年佐賀県条例第十九号。以下「旧条例」という。)第二条第一項に規

定する半島振興対策実施地域内において、旧条例第三条第一号に規定する特別償却設備を平成十七年三月三十一日以前に新設し、若しくは増設した者に対して課する事業税、同条第二号に規定する特別償却設備である家屋若しくはその敷地である土地の同日以前の取得(土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手(平成十七年四月一日以後の着手を含む。)があつた場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税又は同条第三号に規定する特別償却設備である償却資産を平成十七年三月三十一日以前に取得した者に対して課する固定資産税の不均一課税については、なお従前の例による。

(不動産取得税の税率の特例)

4 平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に不動産の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第三条第二号の規定にかかわらず、百分の〇・三とする。

(この条例の失効)

5 この条例は、平成二十七年三月三十一日限り、その効力を失う。

市町村合併に伴う佐賀県条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成十七年七月四日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県条例第五十八号

市町村合併に伴う佐賀県条例の整理に関する条例

(佐賀県社会福祉施設条例の一部改正)

第一条 佐賀県社会福祉施設条例(昭和三十三年佐賀県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号の表中「佐賀郡大和町」を「佐賀市」に改める。

(佐賀県立佐賀コロニー条例の一部改正)

第二条 佐賀県立佐賀コロニー条例(昭和四十五年佐賀県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「佐賀郡大和町」を「佐賀市」に改める。

(佐賀県東部工業用水道の設置等に関する条例の一部改正)

第三条 佐賀県東部工業用水道の設置等に関する条例(昭和四十三年佐賀県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中 「鳥栖市 佐賀郡諸富町」 を「鳥栖市」に改める。

(佐賀県射撃研修センター設置条例の一部改正)

第四条 佐賀県射撃研修センター設置条例(平成六年佐賀県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「佐賀郡大和町」を「佐賀市」に改める。

(佐賀県地域農業改良普及センター条例の一部改正)

第五条 佐賀県地域農業改良普及センター条例(昭和三十三年佐賀県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第一条の表の佐城農業改良普及センターの項の管轄区域の欄中「佐賀市」の下に「(富士町及び旧三瀬村の区域を除く。)」を加え、「(富士町を除く。)」を削り、同表の三神農業改良普及センターの項を次のように改める。

三神農業改良普及センター	佐賀市	佐賀市(富士町及び旧三瀬村の区域に限る。)	鳥栖市 神埼郡 三養基郡
--------------	-----	-----------------------	--------------

(佐賀県林業試験場設置条例の一部改正)

第六条 佐賀県林業試験場設置条例(昭和二十七年佐賀県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「佐賀郡大和町」を「佐賀市」に改める。

(佐賀県都市計画法施行条例の一部改正)

第七条 佐賀県都市計画法施行条例（平成十五年佐賀県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第三条中「佐賀都市計画区域（佐賀市の区域を除く。）及び」を削る。

（佐賀県立二十一世紀県民の森設置条例の一部改正）

第八条 佐賀県立二十一世紀県民の森設置条例（昭和五十八年佐賀県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「佐賀郡富士町」を「佐賀市」に改める。

（佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部改正）

第九条 佐賀県事務処理の特例に関する条例（平成十二年佐賀県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条の表第十号中「唐津市」を「佐賀市 唐津市」に改め、同表第十六号中「各市 諸富町」を「各市」に改め、同表第十七号及び第二十一号中「諸富町 川副町 大和町」を「川副町」に改め、同表第二十二号中「市町」を「市町村」に、「第二十九条第一項」を「第二十九条第一項又は第二項」に改め、同表第二十四号中「鳥栖市 諸富町 大和町」を「鳥栖市」に改め、同表第二十五号中「各市 諸富町 川副町 大和町」を「各市（佐賀市を除く。） 川副町」に改める。

第十条 佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条の表第十号中「第四十二条第三項」を「第四十二条第五項」に改め、同表第十八号及び第十九号中「第三十一条の二第二項第十三号八、第六十二条の三第四項第十三号八」を「第三十一条の二第二項第十四号八、第六十二条の三第四項第十四号八」に改め、同表第二十号中「第三十一条の二第二項第十四号二、第六十二条の三第四項第十四号二」を「第三十一条の二第二項第十五号二、第六十二条の三第四項第十五号二」に改める。

（佐賀県立学校設置条例の一部改正）

第十一条 佐賀県立学校設置条例（昭和三十九年佐賀県条例第二十一号）の一

部を次のように改正する。

別表中

佐賀県立唐津南高等学校	唐津市
佐賀県立伊万里農林高等学校	伊万里市
佐賀県立高志館高等学校	佐賀郡大和町

を

佐賀県立高志館高等学校	佐賀市
佐賀県立唐津南高等学校	唐津市
佐賀県立伊万里農林高等学校	伊万里市

に、

佐賀県立北部養護学校	唐津市
佐賀県立伊万里養護学校	伊万里市
佐賀県立大和養護学校	佐賀郡大和町

を

佐賀県立大和養護学校	佐賀市
佐賀県立北部養護学校	唐津市
佐賀県立伊万里養護学校	伊万里市

に改める。

(佐賀県教育センター設置条例の一部改正)

第十二条 佐賀県教育センター設置条例(昭和五十四年佐賀県条例第十号)の

一部を次のように改正する。

第二条中「佐賀郡大和町」を「佐賀市」に改める。

(佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部改正)

第十三条 佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例(昭和二

十七年佐賀県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

別表第二の一級の項中

唐 津 市 唐津市立高島小学校

佐 賀 市 佐賀市立北山小学校

佐 賀 市 佐賀市立北山中学校

佐 賀 市 佐賀市立北山東部小学校

唐 津 市 唐津市立高島小学校

武 雄 市 武雄市立西川登小学校矢筈分校

佐 賀 郡 富 士 町 富士町立北山小学校

佐 賀 郡 富 士 町 富士町立北山中学校

佐 賀 郡 富 士 町 富士町立北山東部小学校

武 雄 市 武雄市立西川登小学校矢筈分校

を

に、

を

に改める。

別表第三及び別表第四を次のように改める。

別表第三(第十三条関係)

へき地学校に準ずる学校

所在地	学校等の名称
佐賀市	佐賀市立三瀬小学校
佐賀市	佐賀市立三瀬中学校
佐賀市	三瀬村学校給食共同調理場
唐津市	唐津市立大良小学校
唐津市	唐津市立大良中学校
唐津市	唐津市立神集島小学校
杵島郡山内町	山内町立山内東小学校犬走分校

別表第四(第十五条関係)

特別の地域に所在する学校等

所在地	学校等の名称
佐賀市	佐賀市立富士小学校
佐賀市	佐賀市立富士中学校
佐賀市	富士町学校給食共同調理場
唐津市	唐津市立納所小学校
杵島郡山内町	山内町立山内東小学校舟原分校